

環 第 4 6 1 号
千 環 審 第 2 7 号
平 成 2 8 年 9 月 2 3 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県環境審議会
会長 瀧 和 夫



千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について（答申）

平成28年7月20日付け水保第1294号で諮問のあった下記事項
については、別添案のとおりとすることが適当であると認めます。

記

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について

千葉県環境保全条例第20条第1項の規定による排水基準の変更（案）

1 変更の内容

(1) 経過措置を変更する項目

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

(2) 経過措置の期間

平成28年10月31日を平成31年10月31日までに延長する。

(3) 暫定排水基準値

1500mg/Lを600mg/Lに変更する。

2 施行の時期

平成28年11月1日